

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給要綱

(目的)

第1条 知事は、学校の夏季休業期間中におけるこどもの健康・生活環境の悪化を防ぐとともに、地域におけるこどもの支援ネットワークを強化するため、こども食堂等こどもの居場所運営団体（以下「構成団体」という。）で構成される地域ネットワーク又は中間支援団体が実施する構成団体への食材等の調達に対し、予算の範囲内で「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども食堂

徳島県「こども食堂」一覧（徳島県ホームページ）に掲載されているこども食堂

(2) こどもの居場所

徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン（令和元年5月29日策定）に規定する「子どもの居場所」

(3) 地域ネットワーク

こども食堂等こどもの居場所運営団体が、地理的又は人的繋がり等により、相互に連携・協力することを目的として設置・運営する組織

(4) 中間支援団体

こども食堂等こどもの居場所運営団体への支援を行う団体

(支給の対象者)

第3条 支援金の支給を受けることのできる者は、次条に規定する要件を満たす構成団体5団体以上で構成される地域ネットワーク又は中間支援団体（以下「支給対象者」という。）とする。

(支給の要件)

第4条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 構成団体が、徳島県内でこども食堂等こどもの居場所を適切に、かつ非営利で運営する者であること。
- (2) 構成団体が、こども食堂等こどもの居場所を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する者でないこと。
- (3) 構成団体、関係者及び関係団体に暴力団及び暴力団員がいないこと。

- (4) 構成団体の実施するこども食堂等こどもの居場所（以下「構成団体活動」という。）の参加者に、18歳未満のこども（以下「こども」という。）が含まれること。
- (5) 構成団体活動におけるこどもからの費用徴収は、無料又は低価格（実費相当額）とすること。
- (6) 構成団体が、構成団体活動を県が別に定める「こどもの居場所」集中開催実施要項」に基づく活動として位置づけ、開催予定及び活動状況等に関する県及び支給対象者からの照会等に対し、積極的に協力すること。
- (7) こども食堂においては、食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- (8) こども食堂においては、食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- (9) こども食堂においては、参加者名簿を作成すること。
- (10) こども食堂においては、第6条に規定する対象期間中におけるこども食堂の開催日の1週間前までに、別に定める掲載依頼書を県に届け出るとともに、速やかに管轄の保健所に子ども食堂開設届出書を提出すること。ただし、既に徳島県「こども食堂」一覧（徳島県ホームページ）に掲載されている場合は、この限りでない。
- (11) 支給対象者は、各構成団体に対し、参加者数に応じて公平・公正かつ速やかに食材等の調達を行うこと。

（支援金の支給額）

第5条 支給対象者に対して支給する支援金の額は、次の各号の額の合計とする。

（1）食事の提供に要する額

次条に規定する対象期間中に実施した構成団体活動における参加者数合計に200円を乗じて得た金額以内の額

（2）食材等の調達に要する額

前号に規定する額に100分の10を乗じて得た金額以内の額

（対象期間）

第6条 支援金の対象期間は、令和8年7月3日から令和8年9月30日までとする。

（支援金の支給申請）

第7条 支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事が別に定める日までに知事へ提出するものと

する。

（支給の決定等）

第8条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給を決定し、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認めたときは、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、支給決定通知書に、次の事項を条件として付するものとする。

（1）支援金は、構成団体の食事の提供に要する経費及び食材等の調達に要する経費に充てること。

（2）第4条において要件として規定する事項を満たさないことが判明した場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりの行為をしなければならない。

ア 支援金の支給決定前である場合 支援金の申請を取り下げること。

イ 支援金の支給決定後である場合 知事にその旨を速やかに報告するとともに、支援金の申請を取り下げること。

（支援金の変更支給申請）

第9条 支給決定通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、構成団体活動の変更により支援金の額の変更が必要となった場合には、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金変更支給申請書（様式第2号。以下「変更申請書」という。）を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

（支給の変更決定）

第10条 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、当該変更申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を変更支給すべきものと認めたときは、支給の変更決定を行い、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金変更支給決定通知書（以下「変更支給決定通知書」という。）を支給決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第11条 支給決定者は、支給決定を受けた支援金に係る構成団体活動が完了したときは、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を知事が指定する日までに知事に提

出しなければならない。

2 知事は、支給決定者から前項の規定による報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金の支給決定額（前条の規定による支給の変更決定をした場合は、その変更決定された額）及び支給に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、支援金の額を確定し、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金確定通知書（以下「確定通知書」という。）を支給決定者に通知する。

（支援金の請求）

第12条 前条第2項の規定による確定通知を受けた支給決定者は、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に確定通知書の写しを添えて知事に支援金の請求をしなければならない。

（支援金の支払）

第13条 知事は、前条の請求書等を受領した後に、支援金を支払うものとする。

（支援金の概算払）

第14条 知事は、支援金の支給の目的を達成するため必要があると認めるときは、支給決定者に対し、支援金の全部又は一部を概算払により支給することがある。

2 支給決定者は、前項の規定による支援金の概算払を受けようとするときは、請求書に概算払を受けようとする理由を付して知事に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第15条 知事は、支援金を支給した場合において、支給決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、支給決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（1）支給決定者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明した場合等、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

（2）支給決定者が、支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

（3）支給決定者から申請の取り下げがあった場合

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により支給決定者が支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（調査）

第16条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 支給決定者及び構成団体は、前項の調査に協力しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

団体所在地
団体名
代表者職氏名

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給申請書

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金の支給を受けたいので、同支給要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 支援金支給申請額

金 円

2 関係書類

- （1）団体概要（別紙1）
- （2）構成団体活動実施計画及び所要額調書（別紙2）
- （3）その他支給申請に必要な書類

3 担当者の氏名・連絡先

氏名
連絡先

4 誓約事項

支援金の支給に当たり、次の事項に全て該当する又は同意することを確認の上、該当又は同意する場合は、□内にレ印を記入してください。

- ☐ 構成団体が、徳島県内でこども食堂等こどもの居場所を適切に、かつ非営利で運営する者であること。
- ☐ 構成団体が、こども食堂等こどもの居場所を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する者でないこと。
- ☐ 構成団体、関係者及び関係団体に暴力団及び暴力団員がいないこと。
- ☐ 構成団体の実施するこども食堂等こどもの居場所（以下「構成団体活動」という。）の参加者に、18歳未満のこども（以下「こども」という。）が含まれること。
- ☐ 構成団体活動におけるこどもからの費用徴収は、無料又は低価格（実費相当額）とすること。
- ☐ 構成団体が、構成団体活動を県が別に定める「こどもの居場所」集中開催実施要項」に基づく活動として位置づけ、開催予定及び活動状況等に関する県及び支給対象者からの照会等に対し、積極的に協力すること。
- ☐ こども食堂においては、食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- ☐ こども食堂においては、食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- ☐ こども食堂においては、参加者名簿を作成すること。
- ☐ 支給要綱第4条第10号ただし書きに規定する場合を除くほか、こども食堂においては、令和8年7月3日から令和8年9月30日の間におけるこども食堂の開催日の1週間前までに、別に定める掲載依頼書を県に届け出るとともに、速やかに管轄の保健所に子ども食堂開設届出書を提出すること。

様式第2号（第9条関係）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

団体所在地
団体名
代表者職氏名

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金変更支給申請書

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

- 1 支援金支給決定通知番号
令和 年 月 日付け徳島県指令こ家第 号
- 2 変更を必要とする理由
- 3 関係書類
（1）構成団体活動実施変更計画及び変更所要額調書（別紙3）
（2）その他変更支給申請に必要な書類
- 4 担当者の氏名・連絡先
氏名
連絡先

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

団体所在地
団体名
代表者職氏名

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金実績報告書

構成団体活動が完了したので、「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金支給要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

- 1 支援金支給決定通知番号
令和 年 月 日付け徳島県指令こ家第 号
- 2 関係書類
(1) 構成団体活動実績報告及び支援金精算書（別紙4）
(2) その他実績報告に必要な書類
- 3 担当者の氏名・連絡先
氏名
連絡先

様式第4号（第12条関係）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

団体所在地
団体名
代表者職氏名

「こどもの居場所」地域ネットワーク緊急支援金請求書

1 請求額 金 円

2 支援金支給決定通知番号

令和 年 月 日付け徳島県指令こ家第 号

3 支援金

既受領額 金 円

今回請求額 金 円

残 額 金 円

4 請求区分

概算・精算

5 請求区分が概算の場合、その理由

6 振込口座

金融機関名

店舗名

普通口座

口座名義（カタカナ）

7 発行責任者等

発行責任者

（連絡先 ）

担当者

（連絡先 ）

団体概要

1. 団体概要

ふりがな		
団体名		
代表者	職	
	ふりがな	
	氏名	
団体所在地		〒 ー
設立年月日		
団体の目的 及び趣旨		
活動内容		
構成員数		令和 年 月 日現在 名
年間予算 (見込み)		令和 年度 円

構成団体活動実施計画及び所要額調書

1 構成団体活動実施計画

	団体名	活動計画				支援金算定基礎	
		居場所の名称	開催場所	開催日	開催時間	参加者数	うち、こどもの数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
						計	

2 支援金所要額

構成団体活動実施計画 参加者数合計（人）	支給単価（円）	小計（円）	食材等の調達に係る経費（円）	支援金所要額（円）
A	B	C(A×B)	D(C×10/100)	E(C+D)
	200			

構成団体活動実施変更計画及び変更所要額調書

1 変更後の構成団体活動実施計画

	団体名	活動計画				支援金算定基礎	
		居場所の名称	開催場所	開催日	開催時間	参加者数	うち、こどもの数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							

2 支援金変更所要額

構成団体 活動実施計画 参加者数合計（人）	支給単価（円）	小計（円）	食材等の調達に係 る経費（円）	支援金所要額 （円）	既支給決定額 （円）	差し引き追加交付 （一部取消）申請 額（円）
A	B	C(A×B)	D(C×10/100)	E(C+D)	F	G(E-F)
	200					

構成団体活動実績報告及び支援金精算書

1 構成団体活動実績報告

	団体名	活動実績				支援金算定基礎	
		居場所の名称	開催場所	開催日	開催時間	参加者数	うち、こどもの数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							

2 支援金精算書

構成団体活動実績 参加者数合計（人）	支給単価（円）	小計（円）	食材等の調達に係 る経費（円）	支援金所要額 （円）
A	B	C(A×B)	D(C×10/100)	E(C+D)
	200			